

第7号議案

長岡京市長期継続契約を締結することができる契約に関する
条例の一部改正について

長岡京市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年長岡京市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

契約の相手方が保有するソフトウェアに係る使用許諾契約を長期継続契約の対象にすることにより、契約事務の円滑化を図るため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する
条例

長岡京市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年長岡京市
条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約の種類)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p><u>(4) ソフトウェアに係る使用許諾契約</u></p> <p>(契約期間)</p> <p>第3条 前条に規定する長期継続契約の期間は、<u>同条第1号、第2号及び第4号</u>の契約については5年以内とし、同条第3号の契約については3年以内とする。</p>	<p>(契約の種類)</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(契約期間)</p> <p>第3条 前条に規定する長期継続契約の期間は、<u>前条第1号及び第2号</u>の契約については5年以内とし、同条第3号の契約については3年以内とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第4号及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の第2条第4号に掲げる契約を締結するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。